# 情報セキュリティ 事件・事故報告規程

### 改廃履歴

Rev	改 廃 内 容	実 施 日
1.0	初版	H17. 04. 01
2.0	システムにおける障害等の「障害報告」を取り込む	H17. 08. 01
2. 1	第4条 改廃の決裁 社長→副社長	H20. 10. 30
2.2	報告書の様式一元化	H21. 10. 01
2.3	規程作成細則実施に伴う書式変更	H22. 04. 01
2.4	役員執行体制の変更に伴う改正および改廃の条文削除等	H22. 08. 31
2.5	第2条(報告の対象)に入退カードの紛失を追加 第3条(事件・事故対応)の前条項番を変更	H25. 10. 15
2.6	第2条(報告の対象)からウィスル感染を削除	H26. 09. 10
2. 7	第3条(事件・事故対応)の前条の番号訂正	H27. 02. 01

# 目 次

第 1条 目 的

第 2条 報告の対象

第 3条 事故·事故对応

## 情報セキュリティ事件・事故報告規程

規程番号 0305-0000-00-規制 定日 2005年 4月 1日 改正日 2015年 2月 1日

(目的)

第 1条 本規程は、情報セキュリティ事件・事故を未然に防ぐとともに、万一発生した場合は、 迅速な対応を実施し、円滑に事業継続がなされることを目的とする。

#### (報告の対象)

- 第 2条 情報セキュリティ事件・事故の報告対象は、次のとおりとする。
  - ①不正アクセスによる情報漏洩
  - ②情報利用者による情報漏洩
  - ③なりすましによる情報漏洩
  - ④使用不能攻撃
  - ⑤ハードウェアの紛失
  - ⑥入退カードの紛失
  - (7) 盗難など
  - ⑧情報システムのハードウェア障害によるサービス停止、遅延、誤処理
  - ⑨情報システムのソフトウェア障害によるサービス停止、遅延、誤処理
  - ⑩情報システムの運用ミスによるサービス停止、遅延、誤処理

#### (事件・事故対応)

- 第 3条 事件・事故を発見または発生させた場合は、次のとおり速やかに対応する。報告は状況に変化がある都度行う。
  - (1)情報セキュリティ事件・事故を発見または何らかの原因で発生させた場合は、障害時対応要領で定める障害報告書を作成し、情報セキュリティ管理者へ報告する。
  - (2) 情報セキュリティ管理者は、情報セキュリティ責任者へ報告する。
  - (3) 情報セキュリティ責任者は、前条①~⑦については情報セキュリティ委員会へ報告する。また、⑧~⑩については必要に応じて関連部署へ通知する。
  - (4) 情報セキュリティ委員会は、報告内容および対策計画の重要なものについては、取締役会へ報告しなければならない。